平成２１年（フ）第３６８号
広島県福山市新市町大字新市301番地１　201
債務者　河相　泰二
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４０５号
広島県福山市新市町大字相方370番地　アダージョンＡ―201、旧住所広島県福山市明神町１丁目９番11号　シティハイツ明神Ａ―103
債務者　村上　由佳
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４１５号
広島県福山市藤江町6399番地55
債務者　田頭　寛子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６２２号
青森市大字浅虫字蛍谷65番地
債務者　村上　静子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２００号
東京都八王子市暁町１丁目39番８号日神パレス八王子506号
債務者　アメ　スライノーマン
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３９８号
東京都国立市富士見台２丁目46番地２―４―206
債務者　奥倉　寛士
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４５１号
東京都青梅市大門３丁目９番地の８梅津荘西202
債務者　神定奈津子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４６８号
東京都武蔵野市西久保３丁目10番３―203号
債務者　渡邊　　司
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４６９号
神奈川県座間市相模が丘１丁目39番21号　コーポ若林203号
債務者　平田　伸子（旧姓亀岡）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１０４号
島根県浜田市笠柄町38番地５　４―424
債務者　藤江　由樹
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１０９号
島根県江津市黒松町1068番地９
債務者　島田　明忠
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１１３号
島根県邑智郡川本町大字三原64番地、前住所北海道札幌市東区伏古９条２丁目４番６号
債務者　渡辺　道孝
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第８７８号
静岡市葵区平和３丁目15番24―203号、旧住所静岡県磐田市今之浦２丁目16番地７
債務者　水野　圭子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５３号
東京都小平市小川町１丁目485番地黎明寮
債務者　江口　　功
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４３４号
東京都あきる野市雨間406番地４
債務者　山口　真理
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部